■税務

月々の試算表(損益計算書・貸借対照表)及び決算書、所得税及び消費税の確定申告をコンピューター(OCR)処理でご利用いただけます。記帳は1日10分程度でOKです。

青色申告の特典: 青色申告特別控除 (10万円、55万円、65万円のいずれか)、生計を一にする配偶者 や 15 歳以上の親族に支払った専従者給与を必要経費にでき、赤字が発生した場合にその赤字を 3 年間繰越控除できます。

<手数料(1年間)>

	分類		月々手数料	所得税申告	消費税申告
				手数料	手数料
会員	記帳機械化	個人	3,300円(税込)	3,300円(税込)	3,300円(税込)
	記帳継続指導	個人	1,650円(税込)	3,300円(税込)	3,300円(税込)
	上記以外	個人		6,600円(税込)	6,600円(税込)
会員外				6,600円(税込)に	6,600円(税込)に
				会費相当額を加算	会費相当額を加算

■労務

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業所 となり労働保険に加入しなければなりません。労働保険の事務を事業主に代わって、職安、監督 署に届出します。

労働保険事務組合(商工会・商工会議所)のメリット:労働保険料を年3回に分けて納付でき、従業員ではない役員の方についても労災保険に特別加入することができます。

<手数料(1年間)>

会員 概算保険料の3%×1.1 (消費税10%) 但し、下限5,500円~上限55,000円まで

■金融

企業の資金繰りのために必要な資金の制度融資について相談・斡旋を行います。

マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金)は、事業用の資金を「無担保」・「無保証人」・「低金利」と有利な条件で融資する制度です。

■みよし市商工業活性化補助金

みよし市内の商工業者を応援する補助金です。

補助対象となる経費の50%以内が補助金の支給対象となります。但し、補助金の上限があります。 詳細はパンフレットをご覧下さい。※事前(物を購入する30日位前)に補助金の申請が必要となります。その際、見積書の添付も必要です。事後申請は無効になりますのでご注意下さい。→必ず、事前(開業前、本契約前、機器購入前)に、みよし商工会までお問い合わせ下さい(TEL 34-1234)。 注)みよし市内で5年間位事業を継続しない場合、補助金の返還義務が生じます。実績の前であれば、途中で補助金の取り下げ変更ができます(計画通り進まない場合は商工会にご報告をお願いします。)

専門家派遣制度 (年3回まで無料)

専門家(中小企業診断士等)を招いて、経営課題について、専門家の視点から相談及び企業診断の相談報告をしております。ご相談内容をお聞きし、日時、場所を調整します。

· 地域弁護士制度 (初回 無料)

法律相談(損害賠償、債権回収、契約書確認等)について、より手軽に使えるようにする為、愛知 県商工会連合会、愛知県弁護士会、中部経済産業局が協議して立ち上げた制度です。ご相談の場 合、商工会に電話でお尋ね下さい。(相談票をFAXしますので、ご記入の上、商工会までFAXで返信)。

・**64 じゃん通信**(商工会報) (年4回発行) 4月下旬・7月下旬・10月下旬・1月下旬頃 みよし市の全世帯に新聞折込で、会員事業所紹介や広告枠での広告をしております。

■商工会費(年会費)

区 分	年 会 費	備考
個 人	10,000円	但し、10月1日以降の年度途中に
有限会社・合同会社	13,000円	加入された事業所については
株式会社・組合	18,000円	年会費は <u>半額</u> となります。
金融機関	50,000円	
加入金(初年度のみ)	1.000円	

※初年度は 現金納付 でお願いします。

翌年以降は、口座振替をご利用できます。口座振替依頼書に記入・捺印の上、商工会まで提出ください。みよし市内の金融機関(<u>豊田信用金庫、碧海信用金庫、岡崎信用金庫、名古屋銀行、</u>あいち豊田農業 協同組合)でお願いします。

口座振替日は、6月末(前期分:4月1日~9月末)と10月末(後期分:10月1日~3月末)です。 お振込の納付をご希望される場合、納付書を郵送致します。

※みよし市内2事業所目からの店舗・事業所の商工会加入は、年会費は無料です。

みよし商工会 TEL:0561-34-1234 FAX:0561-34-5799

住 所: みよし市三好町大慈山2-11 (〒470-0224)

ホームページアドレス: http://www.344navi.com/

· 小規模企業共済 【退職金制度】

支払った掛金は、確定申告の所得控除の対象となり、<u>節税</u>になります。月額 1,000 円~70,000 円 の範囲。国がつくった事業主の退職金制度で、加入できるのは、常時使用する従業員が 20 名以下(商 業、サービス業では 5 人以下)の個人事業主、個人事業主の共同経営者(専従者給与者)、会社の役員です。

・セーフティ共済

掛金全て損金(経費)にでき、<u>節税</u>になります。 40ヶ月以上掛金を納付すると元本割れ無しで解約手当金を受け取る(収入)ことができます。また、取引先が倒産して売掛債権が回収できなくなった場合、実際の損害額と納付済掛金の10倍の金額のいずれか小さい額を借りることができます。

特定退職金共済 【従業員さんの退職金制度】

退職金共済掛金は損金に算入でき、月額1人15口まで(1口2,000円、上限3万円)加入いただけます。全従業員を加入しなければなりません。但し、役員(兼務役員は除く)、事業主、事業主と生計を一にする親族は加入できません。

・中小企業共済 【掛捨型の傷害共済・生命共済】

わずかな掛金(1人1ヶ月2,000円)で、業務中及び業務以外に起きたケガの補償を受けられます。

健康診断 (6月頃予定)

商工会では、労働安全衛生法規等に定める一般定期健康診断を行っております。従業員数が20名以上と多い場合は、事前調整の上、次年度から中京サテライトの巡回バスが事業所にうかがい、 健診を受けることができます。商工会までご連絡下さい。

・産業フェスタ (イベント) の開催 (11 月の第1日曜日)

各種物産店、イベントが開催され、出店ブースを募集しております。約4万人が来場されます。

· 翻会活動 (青年部、女性部)

青年部:45 歳までの若手経営者の集まりです。女性部:経営者の配偶者の集まりです。加入は任意。

食品部: 飲食業のみ対象です。別紙申込書に記入をお願いします。

年会費は、1店舗あたり 2,500円です。(初年度は 現金納付 でお願いします。 次年度からは7月末に口座振替できます。)